

防衛庁・防衛施設庁による普天間飛行場代替施設に係る説明について
(岸本建男市長コメント)

平成 18 年 2 月 4 日

本日、防衛庁及び防衛施設庁より名護市に対し、普天間飛行場代替施設に係る説明があった。

私は、普天間飛行場の危険を解消するため、熟慮に熟慮を重ね、住民生活に著しい影響を与えないということを前提に基本条件を付して、普天間飛行場代替施設の受け入れを容認した。そして、政府方針が閣議決定され、代替施設協議会での基本計画の策定、代替施設建設協議会での協議が行われてきた。

その間、地元や市議会、関係団体等の意向を踏まえながら、政府並びに沖縄県等と協議してきたところである。

しかし、本日、説明があった日米安全保障協議委員会で合意された沿岸案は、滑走路延長線上に民間住宅があり、学校等が近在するなど、住民生活への影響を考えても論外である。

地元久辺三区をはじめ久志地域や市議会、関係機関、団体等既に反対の意思が示されており、市の受入条件や閣議決定、これまでの経緯に鑑みても、沿岸案については、到底、受け入れることはできない。

したがって、名護市としては、今後、沿岸案を前提とした政府との個別協議に応じる考えはない。この問題については、現行案を決定したプロセス同様、もう一度、市・県・国の三者の意見を集約し、納得のいく結論が出るよう対応を講じるべきであると考えている。